

産業建設常任委員会会議録

[平成25年 8月 1日開催]

南あわじ市議会

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成25年 8月 1日
午後 1時00分 開会
午後 2時03分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	阿 部 計 一
副 委 員 長	印 部 久 信
委 員	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	長 船 吉 博
議 長	森 上 祐 治

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美
書 記	斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	土 井 本 環
財 務 部 長	細 川 貴 弘
都 市 整 備 部 長	山 崎 昌 広
市 長 公 室 次 長	橋 本 浩 嗣
都 市 整 備 部 次 長	垣 本 義 博

市長公室課長
都市計画課長

喜田憲和
原口久司

Ⅱ. 会議に付した事件

- 1. 付託案件…………… 4
 - ① 議案第54号 若人の広場公園整備工事請負契約の締結について…………… 4

Ⅲ. 会議録

産業建設常任委員会

平成25年 8月 1日(木)

(開会 午後 1時00分)

(閉会 午後 2時03分)

1. 付託案件

① 議案第54号 若人の広場公園整備工事請負契約の締結について

○阿部計一委員長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、第48回臨時会において、当委員会に付託されました議案について、審査を行いたいと思います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをいたします。

付託案件については、本会議において、説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議なしと認めます。

異議がございませんので、議案第54号、若人の広場公園整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

砂田委員。

○砂田泉洋委員 当初、13億の予算だったと思うんですけど、10億4,000円かで落札されているのですけれども、あとは、不用額になっているのけ。13億の予定だったのが、これだけで済んだということ。それとも、まだ追加で何か出てくるのか、どうか。それだけ。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長(原口久司) このたびの契約の提案については、工事費ということで、23年度から事業をしています、調査、それから基本計画、それから実施設計ですね。それから、今後工事監理等、全体を含めて、当初13億程度という話で、今回は、今年度、来年度の工事の分だけの金額となっています。

○砂田杲洋委員 わかりました。

○阿部計一委員長 ほかに。

谷口委員。

○谷口博文委員 先ほどと同じような、総事業費というか、この政策過程の説明資料で、ちょっと若干質疑をさせてもらうねんけれども、本会議でも再三にわたって、市の一般財源の持ち出しは幾らかというような話で、質疑をさせてもらったのですけれども、ここで、国庫支出金6億2,000万円、県支出金、市債5億8,930万円というようなことがあって、一般財源が1,700万円くらいの支出になっていますわな。

それで、前にも部長の答弁でも7,8,000万円くらいというようなあれだったと思うのですけれども、この辺、合併特例債、この市債を使った段階で、その辺の市の一般財源の持ち出しの数字を再度お願いいたします。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 今、議案書にあります市債は、5億8,930万円ですけれども、これの合併特例債の借入れの70%が、交付税算入で返ってきます。残りの差額の30%のうち、県が3分の2負担をしてくれるということで、市の負担が、その残りの3分の1ということで、全体事業費として、約6%か7%ということになっています。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 合併特例債というのは、あの辺、建物だったら合併特例債を使えるというのはわかるのですけれども、この都市公園化というか、この若人の広場でも、この合併特例債というのは、いけるわけですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 総合計画なりの公園の整備ということで、位置づけられているまちということで、合併特例債は借り入れるものと思っております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ちょっとまた、ついでに先ほど本会議上で、部長の答弁で、この維持

管理費が大体、5、600万円程度というようなお話があったと思うのですけれども、この辺の今からの若人の広場に、完成した段階での公開時間というか、開園時間というか、そのあたりは、現時点で8時から5時までとか、その辺の時間は、どのようにお考えなのでしょうか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 先ほど、本会議で部長が説明させていただきましたのですけれども、以前、展示棟といった管理棟ということで、管理事務所、それからトイレ、休憩スペース、展示スペース等があるのですけれども、そこは一応、何らかの時間、5時、6時でやっぱり閉鎖して、セコム等の管理が必要かと思えます。

その他、広場なり、公園部分、また記念塔部分については、今後、開園時間をくぎるのか、24時間開放するのか、それは今後の協議かと思っております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 あともう一点、駐車スペースなのですけれども、やっぱり交流人口、観光客を迎えるには、十分な駐車スペースが確保されているのかどうか。駐車場のスペース的にはどのようなお考えですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 以前から駐車スペースは、少なかったわけですけれども、このたび、宿泊棟の部分をメインの駐車場として、大型バス3台、また障害者用の駐車スペースを含めて14台を上の方で、確保をしております。

それから、下の入り口のほうですね。Dゾーンですか。そちらのほうで、12台を確保しております。今、全体的に平地のスペースが少ないので、今の考えの中では、それが最大かなというふうには考えております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 12台は、上のほうでもまだ3台、障害者用14台、12台というのは、普通車が12台ですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） Dゾーンの下の入り口のところです。公園部分、B、C、Dゾーンの入り口のところに、普通自動車12台のスペースを確保しております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 30台くらいしか考えていないのですか。駐車場というのは。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 今、駐車スペースとして区切りをしているのはそうなのですが、下の平面図のB、Cのゾーンには、車が通れる、一応Cゾーンのところでバリカーを設けるのですけれども、臨時的であれば、車の進入は可能かと思えます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それと、観光客を迎えるというと、私はトイレが非常に必要だと思うのですけれども、このトイレのスペースと云ったら、大体どれくらい計画されているのですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 福祉のまちづくり条例等で、男女別々のトイレと、それと多目的トイレと云いまして、障害者用のトイレ等、確保をしております。若干、Dゾーンの屋外のほうのトイレスペースは少ないのですけれども、2階、管理棟の部分については、管理棟の中に内部に同じように男女別のトイレ、それから多目的トイレを予定しております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 例えば、観光バスが3台くらい入ったときに、トイレというのはどこでも、道の駅でもどこでもそうやけど、やはり観光客が来ると云ったら、やはりトイレというのは、非常に重宝がられて、わざわざそこへ寄ってもらうような交流人口はかるうに必要なと思うんやな。その辺の、例えば、男性だったら、小便器が12、できるとか、女性だったら、そういう5人くらいが入れるのか。何人が同時に利用可能なようなスペース

が計画されているのですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 大型バス、例えば50人が一度に来て、全部というのは無理なのですけれども、確か上のほうで、管理棟の部分については、男性用の小便器5つ程度であったかと思います。女子については、3つか4つか、今、手元に詳しいのはないのですけれども、それくらいの程度かと思います。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 終わっておきます。

○阿部計一委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 本会議でも集中した各委員からの意見があったと思うのですけれども、再度お聞きしたいのですけれども、スロープですね。記念塔までの末端まで、身障者なり、そういうふうな形が、部長の判断で、これはとてもスロープでもいけないと言ったので、工夫した中で、今言ったAゾーンはつぶして、Aゾーンから記念塔まで行くについてのスロープですね。道路というのは、できないのですか。できるのですか。工法的に、我々は工法的にはわからないのですけれども。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 当然、バリアフリーなり、福祉のまちづくり条例をもとに設計しております。それで、Aゾーンの駐車場から、今言う管理棟まで園路も含めて、スロープ等で車椅子等可能で、勾配で設計をしております。

それから、屋上の展望台部分についても、昇降機、車椅子が乗る昇降機を階段部分に設置し、車椅子でも、管理棟の屋上部、展望台にはできるようになっております。

それで、今問題の管理棟から記念塔にかけてなのですけれども、調査時から設計にかけて、随分検討をしてまいりました。その中で、また地形上、自然環境、経費的な面を総合的に考えまして、両側に、記念塔に行く部分については、両側に手すりを設置してということで、スロープでということは、無理かなという考えで、そういう結論になった次第です。

○阿部計一委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 要は、やはり来てもらった人、特に障害者、老人なんかは行きにくいので、スロープ、手すりだけであって、その斜面そのものについては、一応、スロープ状にはしてあるのですか。スロープ状、平らの中で通って行くのですか。階段を通って行くのですか。どうですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 階段で、管理棟から記念塔部分まで、高さで言いますと、3メートル余りの高低差があります。その中で、スロープというのは無理で、一旦階段でおりにいただいて、それで、通路を通って、階段で上がってもらうという間で、その間に手すりを設ける予定です。

○阿部計一委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 ということは、やっぱり階段で、車椅子の場合だと、階段をかいていかないといかんというような状態になるのでしょうか。そのことについて、今、本会議でもいろいろ議員の意見があったのですが、何とかそういうような方法が、お金も要るけど、お金よりも効果を出すことによって、効果というか、安心してみんながいけるような形にするのが、この施設の狙いであるし、公園化やから、そこらを考えるべき必要があるのではないかと思うのですが、どうですか。できないのですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 福祉のまちづくり条例、または都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインというのがありまして、その中にも、丘陵地、または地形、または景観や文化財等によって制約のある場合、この限りではないということになっておりまして、今回のケースもそれに当たって、当初、協議の中では、どうかしてスロープなり、高齢者も行きたいという考え方を持っていたのですけれども、先ほど言いましたように、全体的、総合的に考えまして、無理ではないかということで、今の結果となったということです。

○阿部計一委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 無理ではないかということよりも、無理をしてでも、やっぱりこれ

はスロープ状にすべきであるという考えを持った中で、質問をさせてもらいよろのですけれども。そういうのに、今、制約とかあるのですけれども、工法的にもやり方によって、できると思うのですけれども、今言う、DゾーンからC、B、その間をするのではなしに、一番、今、管理棟の本体のところを駐車上が10何台、Aゾーンから、やっぱり記念塔の先まで行けるようなスロープ状をぜひやらなければいけないと思う。あかんと思うわけです。再考して、この予算は、予算で別ですけれども、やっぱりそれについて考えてやっぱり、やっていくという考えを持っていただきたいと思うのですが、どうですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市整備部長（山崎正広） 先ほども本会議の中で、申しあげましたように、このアプローチ部分については、どうしても、山の背を利用したような形のところをアプローチにしております。そういった中で、外側に、要するに通路的なもの、要するにスロープをつくるというのは、これは到底、背後地の関係からも、これはもう無理です。そういった中で、中に何とかという話になれば、やはり通路の幅もとるし、また今、うちで考えているのは、両側手に、手すりというような形で考えていますので、もうそれ以上、中での細工そのものは難しいということです。

それと、階段そのものがやはり、高低差3メートル程度ございますので、やはりこれをスロープにというのは、ずっと最後まで、足を伸ばさんなんとなというような、そんな形にもなります。

そういった中で、どうしてもこの記念塔までの部分については、難しいというような結論で、我々のほうは、工事のほうを進めております。

○阿部計一委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 Aゾーンから、記念塔へ行くまでの間に、この差というのは、何メートルか知らんけれども、階段は何ぼくらい、Aゾーンからですよ。Aゾーンの駐車上から記念塔まで行くのに、階段は何カ所あるのですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） Aゾーンの駐車場から、ずっとスロープなり、園路でいきまして、管理棟の入り口の中に一旦入っていただいて、その管理棟の中も全部スロープでいけるように対応しています。それで、その管理棟の中をくぐり抜けて、記念塔側に広場がございます。そこまでは、階段なしに全部いけます。そこから、記念塔へいくのに、

一旦おりて、次また上がるという、2カ所です。

○阿部計一委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 終点から記念塔までに行く間に、階段は何カ所ですか。1カ所ですか、2カ所ですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） ですから、2カ所です。

○阿部計一委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 その2カ所は、どちらともやっぱり3メートルの高低差があるのですか。どちらも。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 今、2カ所というのは、管理棟の一番端、記念塔へ行くところから一旦降ります階段が1カ所、それから玉砂利のところへ行って、記念塔へ登る階段が1カ所、で2カ所という考え方です。

○阿部計一委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 説明は十分わかったのですがけれども、何とかそれを本当に、スロープ状をつくっていけるような方法というのは、今、部長言いよったけれども、再度、お聞きするけど、方法はないのですか。ないということは、このままやってしまって、一応、階段、手すりだけで終わりということになるのですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 今の設計は、そういうことで考えております。

○阿部計一委員長 中村委員。

○中村三千雄委員　　今言いたいのは、今の設計では考えているというよりも、私はいけるような方法を考えていただきたいといゆるんであって、今は、階段しかない方法やけれども、今の方法をそれしかないと考えて、新たに違う方法で、もう一考をしていただきたいと思うのですけれども。これは、専門家ではないのですけれども、状況からみたら、やはり先端まで、やっぱり来た人が行けるようにしておくのが、公園の機能を100%いかせるのであって、せっかくここまで来たけど、前へ行きたいというのは、ほとんど行きませんでは、うが悪いと思うのですけれども。

○阿部計一委員長　　これ、ふたり議論しよるねんけれども、私もあそこはよく行くねん。今、部長、済みません。休憩してもらいますか。

(休憩　午後　1時21分)

(再開　午後　1時40分)

○阿部計一委員長　　再開します。
中村委員。

○中村三千雄委員　　一応、ネックになっているのは、管理棟まではバリアフリーで行くけど、それ以降、行くかについては、今の説明では、もう階段二つは、3メートルあるから、今は無理だと。今の段階では無理だと。けども、先ほど休憩中に、再開して、はっきり確認したいのですけれども、やはり議会の意見の委員会の意見を踏まえながら、再度やはり、何かいい方法はないか考えてみるということが、やっぱりはっきり、そこでそういうような答弁をしていただきたい。今、これで終わりというのではなしに、皆さんの委員会の意見を聞いた中で、やはり再度、十分にしたけど、考えてみてみたいという方向だけをちょっと執行部からいただきたいと思うのですけれども、どうですか。

○阿部計一委員長　　副市長。

○副市長（川野四朗）　　皆さん方にもよく、御意見はわかりました。私どもも、そういう観点では、ありとあらゆる検討はいたしました。ただ、皆さん方もそういうふうなことで、我々もいい方法があればと思っておりますので、もう一度、検討をしてみたいと思います。

○阿部計一委員長　　話題を変えます。

車椅子の件は、以上で終わりたいと思います。そのほかのことで。

出田委員。

○出田裕重委員　私も、昭和50年生まれでして、昭和42年のこういう若人の広場ができた経緯というか、現実生では見ていませんが、年をとるにつれて、戦争の意味とか歴史とかをいろいろ触れることによって、追悼の式典とかも出させていただきながら、大事な施設だなというふうな認識を持つように、今はなっています。

ちょっと長々としゃべるかもわかりませんが、しかしながら、僕等の世代、30代、ましてや20代、10代、やっぱり若人の広場、現状の状況というか、僕等、子供のときからは、やっぱり余り印象がよくない施設として、僕等の世代は、半分以上の人間はそういうふうに分けて受けていると思うのですよね。

言葉は、適切ではないですけども、27年の4月のオープンは、再オープンは、やっぱり大分マイナスからのスタートだと思うのですよね。イメージ的に。新品のものができるところではないし、これまでのそういった歴史的経緯とか、余りいい印象を持っていない人も一部いるのですよね。その辺も、やっぱり乗り越えていかないといけないので、これはもうかなり気合いを入れて、大々的に、再オープンという形に持って行ってほしいと思っています。

先ほど、記念塔のところまで行けなかった場合に、違う場所から遥拝してもらうというようなことも、副市長の口からありましたけれども、もし、本当に行けないような事情の方がいた場合に、本当にそのかわりの場所で、遥拝することで、その人の気持ちが落ちつくような設定をちゃんとやってほしいのです。言っている意味わかりますよね。そこまで、やっぱりちゃんと考えてやってほしいし、追悼の施設という趣旨で、やってほしいのですよね。概要書を見ても、国家的建築物で、丹下健三さんということで、もちろん、有名な方ですし、貴重な建築物の一つであると書いていますけれども、建築物として、そんなに大事に、大事に、もちろん大事にしたらいいと思いますけれども、やっぱりそういう平和を祈念するという施設として、もっと意味のある、意味の深い設置理由がわかるように、きちんと再オープンをしてほしいと、僕は思っているのですけれども。そんな話もちろんしていると思うのですけれども、どうですか。

○阿部計一委員長　副市長。

○副市長（川野四朗）　皆さん方も御承知のように、先ほどの蓮池さんの質問でも、慰霊塔であったのではないかという話ですが、これは初めから、慰霊塔という話ではなくて、財団が建てるときには、記念塔ということです。

あそこに、管理人でおられた阿万の阿部さんにも、よく聞いたのですけれども、あそこ

は慰霊塔ではないのだと。ですから、あそこに霊をおまつりしてあるということでもないですよ。原爆の記念塔とか、ああいうところのように、戦死された方の霊の名前を書いた名簿等を奉安するというようなことは、一切していないので、記念塔ということですので、ごめんなさいというふうな話は、よく聞きました。

したがって、今までの皆さん方の思いは、思いとしても、我々としては、きょうもあそこでお話をしたように、都市公園の一部にある記念物ということで、そこに、相對した皆さん方がどのように思われるかは、これはもう自由でございまして、私どもは、そういうことで、あそこに戦没学徒の霊が宿っているとか、魂があるのだとかいうようなことは考えていないわけです。

ただ、あそこの施設は、そういう施設は、戦没学徒を記念した施設だということで、始まったので、この施設の成り立ちは、そういうものだということを雰囲気的に醸し出すような展示物は、何点かは置いておきたいなというふうなことを思います。

究極は、やはりあそこへ行って、若人たちが、今の平和を祈念したり、そこでそういうものを感じとっていただけたら、これはうれしいなと思います。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 多分、未来永劫の話になっていくと思うのです。議論になると思うのですけれども、靖国神社とか、広島平和記念公園とかとは違う施設にしてほしいと思うのですよ。その意味と云ったら、うまく説明できないかも知れないのですけれども、今でもいろんな宗教の方が来られていますよね。もちろん、8月15日に、行政が主催をしてやると。終戦記念日ですよね。あとは、10月21日か22日か、ちょっと細かくど忘れしてしまったのですけれども、あれは、学徒の出陣の日ですよね。やっぱりそういう意味のあるときに、式典をしている場所なのですよね。そういうのは、僕は忘れてほしくないし、続けて行ってほしいなと思っていますし、ちょっと本会議上で聞き逃していたのかもわからないのですけれども、今、立命館大学に、そういう遺留品とか、遺族の亡くなられた方のいろいろ持って行ってあると思いますけれども、またそういうのを展示したりとかしないのですか。しない。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） あれは、もう寄附したもので、私どものほうにはそれを返してほしいということも言わないことにはしております。ですから、象徴的なものを幾つか展示をして、この施設は、そういうものであったと醸し出せるようなものだけにしたいと。あとは、先ほど言いましたように、やっぱりそこで、平和を感じとっていただくとい

うような若人が集える、また市民の皆さん方が集えるような場所にするということでございますので、我々のほうが慰霊祭をすとかいうのは、またこれは今後の話でございますので、市民の皆さん方とか、そういう特定な人がそこでこうやりたいというものは、拒みませんが、我々としては、今のところそこで今後、慰霊祭を大々的にやるというようなことは考えておりません。

○阿部計一委員長 出田委員。

○出田裕重委員 先ほど聞いていたら、記念塔の途中が玉砂利だと言われていましたよね。玉砂利と言ったら、神道じゃないですか。神社と一緒にではないですか。そういう趣旨でつくられていると思うのですよ。丹下さんがどうこうではなくて、そういう日本の歴史の色を入れていると思うのですよね。そういうことは、やっぱり忘れないでほしいし、僕は、そんなコンクリートで張ってしまうということは違うと思いますので、そういう意味も入っていると思うのですよね。そういうことも、やっぱり忘れないようにというか、僕は、委員会でこんなこと言うのがどうなのかわかりませんが、27年の再オープン時には、皇族の方にも来ていただいて、そういう全国から注目されるような慰霊の施設であるというような向きにしてほしいですよ。靖国でもない、広島でもない、沖縄でもない、ここにしかない、学徒の追悼施設であるというような再スタートをもう一度きってほしいなど、私は思うのですが、これは意見はわかるかと思えますし、こんな一個人が、皇族の方なんか呼べないというのもわかってはいますが、そういう議論とかはなかったのですか、これまで。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） これもお間違いのないようにしていただきたいのです。我々のほうは、都市公園として整備をすると、再整備をするということを言っておりますので、都市公園で整備をするということは、都市公園法という法律があるのです。法律に基づいた利用もやっていかなければいけないので、我々のほうから、今のところ先ほどの神道だとか、宗教だとか、そういうやつとか、平和というのは当然いいのでしょうけれども、そういう宗教がらみの話は、やっぱり出しにくい施設です。

来られた方が、我々の許可を得て、そこで慰霊祭をやりたいというのは、それまで拒むつもりはないわけなのですが、それはそれで、皆さん方の気持ちを表わしていただければいいと思います。

ただ、市としては、都市公園ですので、それに合ったような、今後運営だとか、管理をしていかなければいけないというふうには思っています。

○阿部計一委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎正広） 先ほど、副市長からもあったように、やはりこの公園そのものは、都市公園、風致公園というような整備で進めてまいりました。

この財源そのものは、やはり社会資本の整備総合交付金ということで、計画の中にも謳われておりますのは、市民の暮らしと都市環境のための公園緑地の創出と保全というような、そんな形の交付金を使っての事業をやっております。そういった意味から、やはり市民の憩いの場の都市公園という、そういう位置づけで事業は行っております。

○出田裕重委員 よくわかりました。

○阿部計一委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 もう一点だけ、管理費が600万円と言っていたのですけれども、若人の広場なので、青年の家の利用者であったりとか、南淡中学とか西淡中学、私の母校は、毎年、慶野松原の清掃というか、そういうようなことをしているのですよ。青年の家の利用者等々もこの公園に来てもらって、ある程度奉仕というか、清掃というか、そのあたりをしていただいて、平和を祈願していただくというようなことで、今後また教育のほうで、維持管理に関しては、こういう観点も考えていただきたいなと思うのですけれども、どうですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 近くにある、国立青少年交流の家とは、屋外活動の一環とか、また平和学習の場として、何か青少年が出入りをするので、そういうことは今後、協議をしたいなというふうに考えております。

それから、青少年の野外活動とか、そこらも市内の小中学校にとらわれず、いろいろ啓発というか、PRしたいなどは考えております。

○谷口博文委員 ありがとうございます。終わります。

○阿部計一委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がないようでございますので、これより、討論をいたしたいと思えます。

討論。

印部委員。

○印部久信副委員長 先ほど来から言っておりますように、何とかバリアフリー、バリアフリーに近いものをぜひ、やっぱりもう一度考え直してほしいと思うのですね。

もうこの入札ができたということになりますと、市は、工事の追加工事とかそういうやつは、業者と話し合いはしてもいいのですかね。特に、バリアフリーに対してどういうような方法があるかということ、市当局と落札した業者と話し合いをしながら進めていくということは可能なのですか。

○阿部計一委員長 都市整備部長。

○都市整備部長(山崎正広) やはり、計画の主体はうちでございますので、業者との話はございません。

○印部久信副委員長 ということは、副市長が答弁したように、再度研究したいということは、市は誰と協議しながら研究するのですか。あなた方、担当で協議するのですか。

○阿部計一委員長 都市整備部長。

○都市整備部長(山崎正広) やはり、再度市の内部でも話は持ちます。そういった中で、もう一度、その結果を踏まえて、やはり設計との協議というような、そんな形になるうかと。その中で、やはり。

○印部久信副委員長 いずれにしても、何とかこれ以上の方法はないというような、最初の説明であったのですけれども、何とかこの協議をして、車椅子等でも、記念館でも行けるように努力をぜひしてほしいと思えます。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 やはり、この公園の目玉はやっぱりどうしても、ペン型のモニュメン

トだと、私は思っております。ですから、そこへ来たら必ず、近くまで行きたいというのは、その人間の来た人の常やと思っております。

ですから、またまして公園ということになると、誰しもが自由に楽しめ、憩える場だと思えます。ですから、高齢者の方であったり、また足の弱い方であったり、また障害者の方であったり、そういう方でも記念塔まで行けるとというのが、やっぱり大事ではないかなという思いがします。

ですから、廣内議員が特に、専門家の観点で本会議上でああいう質問をしたと思うのです。ですから、まだもう少し今後、その点を考えて行政のほうに、考えていただきたいなというのは、私の思いなのですけれども、皆さん方はいかがでしょうか。

○印部久信副委員長 阿部委員長。

○阿部計一委員長 今回の長船委員の言われた質問なのですけれども、討論なのですけれども、この辺については、先ほど副市長のほうから再々検討をするということでございますので、その点、御理解をいただきたいと。

出田委員。

○出田裕重委員 先ほど、執行部から都市公園であると、風致公園であると。そんな行政用語どうでもいいのです。やっぱり追悼施設なのですよね。やっぱり僕等みたいな行政マンでない人間でないと、やっぱりそういう意図、意味をつけたり、趣旨で行事をしたりというのができないと思うので、僕はそれはそれでいいと思いますけれども、やっぱり宗教的な問題とか、歴史的な認識の問題とかいろいろありますけれども、やっぱりさっきの玉砂利の話ではないですが、玉砂利といたら、神道なのです。神道といたら宗教ではないのですよ。本来、日本の行政なんか、皆、神道であるべきと僕は思っているのです。やっぱりそういう意図で、一般の方々が自由に入れると言っていますので、多宗教施設として、意味のある、異議のあるそういう施設に何とか、議員の皆さん、市民の皆さんで盛り立てていくような動きを行政に持っていくというような動きにできればなと思っていますので、先ほどからの発言は、そういう意図で言っていますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っています。

○阿部計一委員長 ほかに、討論はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 それでは、討論を終結をいたします。

これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議なしと認めます。

採決を行う前に、先ほど出田委員が言われたように、私も記念塔と言うけど、慰霊塔というイメージがありますし、竣工当時、皇族が訪れ、そして吹上の直線道路、道路整備ができたということで、いまだに、そういう厳粛で出田委員が言われたように、神道というか、そういう本当に厳粛な場所だということがありますので、そういう気持ちの中で、一つ立派なものをこしらえていただきたいなと思います。

それでは、第54号、若人の広場公園整備工事請負契約の締結について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○阿部計一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、付託案件の審査が終了いたしました。

長時間にわたりまして、慎重審議ありがとうございました。これを持ちまして、委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後 2時03分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年 8月 1日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 阿部 計一